

# 什器・備品管理細則

(目的)

第1条 この細則は、自治会が取得する什器・備品の管理基準について規定する。

(什器・備品の管理区分)

第2条 什器・備品は取得時の価格により下記のごとく区分する。

- (1) 取得価格が1件5万円以上の物品は、資産として管理する。
- (2) 取得価格が1件1万円以上5万円未満の物品は、資産外什器備品として管理する。
- (3) 取得価格が1件1万円未満の物品は、消耗品扱いとする。
- (4) 前(1)及び(2)項において複数の物品を一件として購入した場合、物品1点ずつの取得価格に換算して管理区分を定める。

(帳簿等)

第3条 資産として管理する物品は、備品目録に記載し管理する。

- 2 資産外什器備品として管理する物品は、物品目録に記載し、員数のみを管理する。

(細則の改廃)

第4条 この細則の改定または改廃は、総会において総会に出席した会員数の3分の2以上をもって決する。

附 則 この細則は、平成11年4月11日より施行する。

- 2 平成11年4月11日現在、什器・備品として備品目録に記載されている物品は、この細則の規定によって、それぞれ管理区分を定める。